

子ども・子育て支援新制度における各種基準について

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）において、以下の3つの基準について、条例により定めることとされている。

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（子ども・子育て支援法第34条及び46条）

（1）概要

新制度では、認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、対象施設・事業として「確認」し、財政支援（施設型給付・地域型保育給付）を行うとされている。この確認制度における運営に関する基準として、利用定員、利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準などを定めるもの。各施設・事業者はこの基準に従い、教育・保育を提供しなければならない。

例えば、公正な選考方法の明示、子どもの適切な処遇、秘密保持や会計の区分など管理運営に関する事項などを定める。

（2）制定時期

平成26年9月以降

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（児童福祉法第34条の16）

（1）概要

新制度における地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）については、国、都道府県及び市町村以外の者は、区市町村長の「認可」を得て事業を行うことができるとされ、その認可のための基準を定めるもの。

例えば、それぞれの事業を行うにあたって必要な職員の基準（保育従事者の配置人数や資格など）、設備の基準（保育室等の面積や調理設備など）や運営に係る基準（食事の提供や連携施設の設定など）などを定める。

（2）制定時期

平成26年9月以降

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（児童福祉法第34条の8の2）

（1）概要

放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）について、国、都道府県及び市町村以外の者は、区市町村長に届け出て事業を行うことができるとされ、事業者が遵守すべき基準を定めるもの。

例えば、職員の基準（指導員の配置人数や資格）、設備の基準（面積など）、運営に関する基準（開所時間や日数など）などを定める。

（2）制定時期

平成26年9月以降